

## 水草研究会会報投稿規定

1. 投稿は本会会員に限る。但し、本会が依頼した場合はこの限りではない。
  2. 原稿内容は、水草\*に関する調査、研究報告、解説（総説）、短報、諸資料、諸情報、エッセイ、他とする。なお原稿の内容に疑義のある場合は、書き直しを求めることがある。
  3. 原稿作成にあたっては、以下の諸点に留意する。
    - A. 原稿は横書き原稿用紙に楷書するか、ワープロ（和文タイプ）を用いる。
    - B. 原著に相当する報文には著者名及びタイトルの英語を併記すること。また、著者が必要と認めた場合は、英文摘要（Abstract）をつけることができる。
    - C. 図は活字の貼り込みをのぞき、そのまま製版できるように仕上げる。図（写真含む）の右上または裏面に、図の番号と著者名を書き、説明は別紙に一括する。表は別紙に書く。表の説明は各表の上側につけ、必要に応じ、下に注をつける。
    - D. 文献の引用は、文献番号ではなく、著者名と年号を明記する。  
(例)『三木(1937)は、…』『…である(三木、1937)』。また、文末の引用文献は、最近号の例にならって、著者の姓名のアルファベット順に配列する。
  4. 掲載の順序と体裁、並びに校正は編集担当者に任すること。なお、特に希望する点があれば申し出る。
  5. 別刷を必要とする場合は、投稿時に必要部数を申し込むこと（50部以上、50部単位）。実費は著者負担とする。
  6. 送稿や編集に関する通信は、〒657 神戸市灘区鶴甲 1-2-1 神戸大学教養部生物学教室 角野康郎宛とする。
- \*ここで言う水草は狭義の水草に限定せず、広く湿地や水辺の植物なども含むものとする。

### 〔編集後記〕

会報の発行が年3回となったのを機に、体裁等を一部変更いたしました。ご意見などございましたら、遠慮なく事務局までお寄せください。今回はたくさんの方から原稿をお寄せいただき、内容の充実した会報を編集できたと喜んでおります。特に、桜井先生からご寄稿いただきました2編の原稿は、水辺環境への関心がますます高まっているにもかかわらず、問題点や研究の成果を発表し議論し合う恒常的な場が今までになかったことを考えると、本会の果たしていくべき役割の一つの方向を示すものとしてたいへん重要であると考えています。水草の分類や生態に関する基礎的研究とともに、水辺環境の問題を考える原稿を、今後も広く掲載していけたらと思っています。

事務的連絡事項として、会員名簿の訂正や、その後の会員移動の原稿なども準備していたのですが、経費上の制約から無制限にページ数を増やすわけにもいかず、次号回しとさせていただきます。ご了承ください。次号の発行予定は8月です。すでに何編かの原稿をお寄せいただいておりますが、投稿予定の方は上の投稿規定をもう一度お読みの上、早い目にご寄稿いただくと幸いです（6月中頃まで）。なお、今夏の全国集会の案内を同封していますので、御覧下さい。多くの会員の皆様のご参加を期待しています。講演プログラムが決まりましたらご案内する予定です。（角野）

## 水草研究会会則

1. 本会は水草研究会と称する。
2. 本会は水草に関する研究および知識の普及と会員相互の親睦をはかることを目的とする。
3. 本会は上記の目的を達成するための事業を行なう。
  - (1) 研究発表会、講習会、採集会などの開催
  - (2) 会報の発行
  - (3) その他、必要と認めた事項
4. 会員は普通会員（一般会員と学生会員）と特別会員とに分ける。
  - (1) 普通会員は本会の趣旨に賛同して所定の会費を納めた者。
  - (2) 特別会員は会の推薦による顧問と名誉会員。
  - (3) 会員は会報の配布をうけ、本会の事業に参加できる。
5. 本会には次の役員をおく。

会長 1名、副会長 2名、会計 2名、  
幹事 若干名、

役員任期は2年とする。ただし重任を妨げない。本会は名誉会長ならびに名誉顧問をおくことができる。
6. 役員は、役員会で推薦し、総会で承認を得る。役員任期は次のようである。

会長は会を代表し会務を統べる。会長支障あるときは副会長がこれに代わる。会計は本会の経理を担当する。幹事は会務を処理する。
7. 総会は原則として年1回開催する。総会に付議するおもな事項はつぎのようである。
  - (1) 役員選出
  - (2) 会務報告
  - (3) 会則変更
  - (4) その他必要と認めた事項
8. 本会に入会するには、入会申込書に1年分の会費をそえて会長に提出する。退会する場合は、退会届を会長に提出する。ただし、退会するとき、すでに納めた会費は払い戻しをしない。
9. 会計年度は1月1日より12月31日までとする。
10. 会費は一般会員年額3,000円、学生会員はその半額とする。ただし特別会員は会費を徴収しない。
11. 本会の経費は、会費およびその他の収入による。
12. 本会の事務所は、会長の指定するところにおく。

### 水草研究会役員（1991～1992年）

会長 加崎英男

副会長 桜井善雄、浜島繁隆

幹事 沖 陽子、角野康郎、国井秀伸、  
下田路子、田中 修、納田美也、  
林 浩二、別府敏夫、星 一彰  
(アイウ順)

名誉会長 原田市太郎

名誉顧問 大滝末男

### 新入会、住所変更、退会の連絡は

〒657 神戸市灘区鶴甲1-2-1

神戸大学教養部生物学教室内

水草研究会

TEL (078) - 881-1212 (内) 6257 (角野)